

会議結果のお知らせ

1 開催した会議の名称

令和6年度第1回岩手県公共事業評価専門委員会

2 開催した日時

令和6年6月14日（金） 13:30～17:15

3 開催場所

トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）4階 第2会議室（盛岡市内丸13-1）

4 出席委員

武藤由子専門委員長、石川奈緒副専門委員長、清水真弘委員、谷本真佑委員、松林由里子委員
（6名中5名出席）

5 議題等

（1）議事

ア 令和6年度専門委員会の開催スケジュール等について

政策企画課から、令和6年度公共事業評価専門委員会の審議内容及び開催スケジュールを説明。

イ 公共事業の再評価について

令和6年度再評価対象事業（総事業費50億円未満）として諮問があった15地区（農林水産部10地区、県土整備部5地区）について、事業担当課から評価内容の説明があり、これについて審議が行われた。

審議の結果、詳細審議地区の選定基準（①随時再評価に該当するもの、②未着工に該当するもの、③再評価の中項目評価に「c」があるもの、④前回再評価の答申に付帯意見が付されたもの、⑤上記以外で前年度末の進捗率が90%未満かつ同一事業のうち総事業費が大きいもの）に該当するものを参考に、委員会が特に必要と認めたものを含め、4地区（農林水産部2地区、県土整備部2地区）を選定して、次回以降、詳細審議を行うこととした。

■ 専門委員からの主な質疑、意見は次のとおり

【01 経営体育成基盤整備事業 角川原地区（奥州市）】

（質疑）

事業費の財源について、「国庫」、「県」のほか「他」が記載されているがどのような財源か。

（回答）

事業主体の市町村（奥州市）と地元（受益者）の負担分である。総事業費に対して、国55、県30、市町村10、受益者5の割合で負担することとなっている。

（質疑）

費用便益分析のうち、「営農経費節減効果」と「維持管理費節減効果」の考え方について伺う。今回審議対象となっている「農業農村整備事業」5件のうち、「営農経費節減効果」については、本事業のようにプラス（正）の便益となる場合とマイナス（負）の便益となる場合があるが、どのような考え方になるのか。

また、「維持管理費節減効果」については5件ともマイナス（負）の便益だが考え方はどうか。

（回答）

本事業における「営農経費節減効果」としては、ほ場整備により小さかった区画が大きくなることで機械作業が可能となり、大きな経費節減の効果が見込まれるもの。また、農道整備事業についても同様の考え方で、トラック等が走行できるようになることで「営農に係る走行経費節減」についてプラスの便益が見込まれる。一方で、用水路の整備事業においては、整備する用水路の維持管

理費が新たに発生することからマイナスの便益が見込まれることとなる。

「維持管理費節減効果」については、整備する施設周辺の草刈りなどの経費であり、基本的にマイナスの便益が見込まれる。

【02 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）】〈詳細審議対象〉

(質疑)

「営農経費節減効果」の考え方について、本事業は用水路を新しく作るのではなく補修を行う事業として費用便益分析を行っているものと思うが、比較の対象は、補修が必要であるが一定の便益がある現在の状況か、それとも用水路が使えなくなり用水が使用できない状況との比較であるか確認したい。

(回答)

用水路が老朽化等により使えなくなり、用水が供給できないために作付けなどを行うことができない状況との比較であり、用水路を補修した後の状況との差し引きの値である。

(質疑)

便益項目のうち、「作物生産効果」が事業着手時から約2倍になっている理由は。

(回答)

事業着手時の基準年（H25）から、今回の再評価時の基準年（R5）に変更となったこと、一反（約10アール）当たりの収穫量の算定基準が見直しとなったことが主な理由である。

(質疑)

そうすると、事業着手時の作物生産効果を現在の基準で算定すると増加するという考えでよいか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

便益項目のうち、「洪水調節機能効果」について、どのような機能を指しているか。また、事業着手時は「－」で示されていることから、再評価時まで新たに機能が追加されたものと考えて良いか。

(回答)

費用便益の分析において、今回、岩洞ダムから営農の末端の水路まで全て対象となっている。令和2年5月29日に北上川上流の治水協定が締結され、洪水調節の可能容量を持つ岩洞ダムが含まれることになり、事業着手時には算定できなかった「洪水調節機能効果」を算定することが可能となった。

(質疑)

18ページの位置図において、青で示された部分は国の事業ということだが、事業期間はいつまでか。

(回答)

国の事業期間は、令和9年度までである。県事業より国事業の工事が先行することになっており、本事業は国事業の終了後、令和10年度までの期間となっている。

(質疑)

他の事業でも同様の傾向であるが、「事業に関する評価指標の推移」のうち、「熟度」の「同意率」について、事業着手時と比較して今回の再評価では減少している。同意の確認方法が異なっているのか。

(回答)

本事業や類似事業の着手時において、土地改良法手続きで同意徴集手続を行う必要があるが、この手続きが事前評価のタイミングに合わないため、土地改良区と受益者団体との合意をもって100%に近い同意率の評価としている。今回の再評価に当たり、改めて受益者の方々に個別に確認を行い、その結果を同意率として記載している。

【03 農村地域防災減災事業 北照井堰（一関市、平泉町）】

(質疑)

当初の工法として石積を予定していたが、石積工法を選択した理由は。

(回答)

本事業は平泉町内で実施している事業であり、周辺の景観や環境への配慮から石積水路の積み直しを選択した。

(質疑)

21 ページ「事業に関する評価指標の推移」を見ると、同意率が大きく下がっているが、工法をコンクリート二次製品を使用することに変更したことが関係しているか。

(回答)

工法の変更により事業費が大幅に増加しており、受益者の負担額が増加したことが同意率が低下した要因と考えている。

(質疑)

本事業において、開渠を選択している区間が多いが、人が落下する危険や枝葉などが混入するなど防災面や水路の管理上、暗渠や管路が望ましいのではないかと考えられるが開渠を選択した理由は。

(回答)

本事業の機能として、農地へ用水を供給する機能に加え、周辺から排水を受けて下流に流す機能も兼ねている。周辺からの排水を受けるために、上が開いた状態の開渠を選択したもの。

流量の計算は、用水と排水両方の流量を合わせても問題がないように行っており、落下防止についても必要な箇所にはガードレールを設置する等の対策を行っている。

【04 農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線（奥州市）】

(質疑)

27 ページ「事業に関する評価指標の推移」の「必要性」、「受益面積」と「被害想定額」が減少している理由は。

(回答)

「受益面積」と「被害想定額」は、いずれも総事業費で割って評点を算出している。対象とする事業の面積に変更はないが、分母の総事業費が事業着手時と比較して増加となっていることに伴うものである。

【05 農道整備事業 上新田一ノ沢（一関市）】

(質疑)

法面工法を種子散布工から植生マット等に変更した理由は。

(回答)

当初の想定では、種子散布工で施工できると考えたが、実際の工事の際に詳細に土壌を確認したところ、硬度などの観点からよりふさわしい植生マット等に変更した。種子散布工では種子及び養生材が流れやすい法面であったため、シート状に種子と肥料が一緒になっている、植生マット等で施工する必要があると判断した。

(質疑)

35 ページの費用便益分析において、便益項目の「営農に係る走行節減経費」が事業着手時と比較して2倍以上になっている理由は。増加率が大きすぎないか。

(回答)

基準年が平成 26 年から令和 5 年になり、便益計算に用いる単価が増加していること、事業期間の延長により便益を算定できる期間が長くなったこと、畜産物の流通量の増加など周辺の状況が変化していることなど複数の要因がある。

(質疑)

35 ページの「環境配慮事項及び環境等への配慮に要する事業費」について、「再生資材（アスファルト、碎石）の積極的な使用による資源の有効活用」については、その後に経費の記載があり、

「排出ガス規制対策型建設機械の使用による大気汚染（温暖化）防止」については記載がないが何か費用を計上しているか。

(回答)

費用を積算する際に、排出ガス規制対策型建設機械の使用を前提とした単価を用いており、その分は経費に含まれている。

(質疑)

発注する際に仕様として求めているということか。排出ガス規制対策型建設機械を使用した場合、それ以外の機械を使用した場合よりも経費は上がると考えて良いか。

(回答)

発注する際の仕様書に記載して求めている。経費について、排出ガス対策の機能を求めているので高くはなっていると考え。なお、近年は、排出ガス規制対策型建設機械の使用が標準的になってきている。

(質疑)

35 ページの費用便益分析において、便益項目の「一般交通等経費節減」について、未舗装の道路が舗装され一般車両が通りやすくなる、ということをイメージするがそのような捉え方でよいか。

(回答)

営農に関わらない交通について増加することを前提に計算している。

(意見)

費用便益分析の記載の仕方について、調書の冒頭には、整備によって得られる効果など事業目的が記載されているが、その事業の効果に当たりそうな部分が費用便益分析ではマイナスの場合があるため、記載を工夫して欲しい。

【06 林道整備事業 牛伏高德線（宮古市）】

(質疑)

当初の計画では、平成 22 年度から 29 年度の期間を予定していたが段々と延長になり、今回はあと 10 年間かかる計画となっている。事業が延長となっている理由は。

(回答)

林道整備事業の特殊性ということはある。山に分け入り急傾斜地での作業になることが多く、現場にも起点、終点からしか向かうことができず、遅延することが多くなる。加えて、国からの予算も多い時の 2 割くらいに減少している中で、物価高による資機材価格の高騰、事業者を支払う諸経費の改訂などがあり、(各年度の進捗が遅れていくことから) これらの要因を見込んで延長の工事期間を計画した。

(質疑)

各年度の予算の状況が見えてきたことで、当初の工事期間からの延長期間の見込みが確定したという考えでよいか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

令和元年度に設計勾配等を定めた林道規定が改正となったということだが、具体的な改正内容を簡潔に教示願う。

(回答)

トラックなどの林道使用者から、勾配がきつくて登れない、幅員が狭く危ないといった声があり、令和元年度に「ドライバーズファースト」で林道整備を進めていこうという考え方で、勾配を緩やかにする、カーブでの道幅を拡幅する、などの規格が定められた。

本路線では工事着手前に規定が改正されたため、計画を見直したもの。

(質疑)

木材に適した 51 年生以上の成熟した林分の面積が増加しているとのことで、木材を出荷していくことを想像しているが、林道整備が遅れることで出荷できないこととなり、林道の効果を受益で

きないということはないか。

(回答)

51年経ったらすぐ出荷に適さなくなるわけではなく、また、その土地の条件の違いや個体差もある。一方で、林道が整備されないと何もできないので、森林の有する多面的機能を効果的に発揮するために、多少時間がかかってもしっかりと整備していくことが必要と考える。

【07 林道整備事業 平根線（大船渡市）】

(質疑)

その後のクマタカの営巣状況はどうなっているか。本事業において、クマタカが居続ける限り配慮が必要か。

(回答)

毎年度、繁殖行動や、子育ての状況などについて、コンサルタント会社に委託して調査を行っている。調査結果により、秋口から長ければ6月まで工事できない場合もあるが、有識者からアドバイスをいただいているべく影響が出ない時期に発注して工事を進めている。

(質疑)

クマタカの都合で今後も事業に遅延が起きる可能性はあるか。

(回答)

あり得る。なるべくそうならないよう、有識者と相談しながら調整を行っていく。

(質疑)

クマタカ調査の委託費は、事業費に含まれているか。

(回答)

含まれている。

(質疑)

43 ページ、「事業計画の変更の有無及び内容」について、「補償費」という項目があるが内容を教示願う。

(回答)

林道を整備する際に立木を伐採するため、立木分の補償を行うものである。

(質疑)

今回の再評価時において、以前からマイナスとなっているが、切る木が減ったということになるか。

(回答)

実際に工事に入る前には一本一本の立木を調査して詳細な補償額を確定することから、当初計画の想定補償額から変更となることがあるものであり、今回は当初の見込より減額となったもの。

【08 林道整備事業 平波沢線（田野畑村）】

(質疑)

林道事業で最初に説明のあった「牛伏高德線」と、ひとつ前の「平根線」、「平波沢線」に共通する事項として伺う。

1 点目として、51 ページ、「代替立案の可能性」において、3 路線に共通して、「別の路線同士を繋ぐ連絡線形であり大規模災害時にう回路としての機能を有する」と記載されているが、代替路となりうることから、市町村から早く整備してほしいという要望があったものかどうか教示願いたい。

2 点目として、う回路としての機能を有するという点で、林道であるために標高の高い場所や傾斜地を通ることもあると思うが、岩泉町の台風10号のような大雨による土砂災害も考えられる。その点も考慮して対策している、という理解でよいか。

(回答)

1 点目について、3 路線すべてで市町村から災害時の代替路線整備としての要望があったかは確認していないが、平根線については、大船渡市において災害時の代替路線として計画されていたと記憶している。

2 点目について、林道整備の規定において、急傾斜地においても通常の雨では災害が起きないよ

うな整備をしている。

(意見)

市町村から要望があった場合、その旨調書に記載いただけると、必要性・重要度が明確になると考える。

【09 林道整備事業 鎌峯沢線（陸前高田市）】

(質疑)

53 ページ、「未着工及び工事遅延の理由並びに解決の見通し」の①理由において、「終点側において、大雨や融雪等による法面崩壊が発生」とあるが、同じ場所で複数回法面崩壊があったと考えて良いか。

(回答)

そのとおりである。その場所で特段の災害雨量などがあったわけではなく、恐らく地質によるものと考えられるが、切土面を掘削しているうちに何度か崩壊があり、その後大きな崩壊が起きた。このため調査をして手当をしないとその先の工事を進めることができなかった。

(質疑)

当初想定していない対策が必要になったことで事業費は増加しているか。

(回答)

林道整備では通常用いることのない、法枠やロックボルトによる工法を用いたと記憶しており、その分の事業費が増額となっている。

(質疑)

その場所については法面崩壊しないよう対策したということで、安全になったと考えて良いか。

(回答)

そのとおりである。

【10 林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）】〈詳細審議対象〉

(質疑)

前回の再評価時において、令和4年度終了予定の事業期間を令和14年度まで大きく延長した理由について、事前に質問しており、事業の概要説明において、平成23年の東日本大震災の復興業務や平成28年の台風被害の復興業務が優先され、入札の不調が続いたとの説明があった。

同じ時期に始まった事業のうち、特にこの事業だけが負担を強いられたという状況であったのか。

(回答)

事業の対象地区において近接に工事業者が少なく、工事業者にとって現場までの移動に時間がかかる場合が多いことに加え、タイミングとして東日本大震災や台風被害があったため、林道事業は後に回され、工事業者が災害の復旧工事を優先したということが事業遅延の主な理由である。

(質疑)

元々事業費が大きいということは影響しているか。

(回答)

事業費の規模がそれほど影響したとは考えていない。

(質疑)

再評価時と比較して、今回事業費が増えていないが、物価高等の影響を考慮しなくて大丈夫か。

(回答)

物価高の影響について、他の路線と同様の条件である。本路線については国道のすぐ近くから始まる工事で現場の条件が良かったことがあり、入札執行残が比較的多かった。今回、結果として物価高等による増加分と執行残分が相殺されて、事業費の増減がゼロとなった。

今後について、社会情勢を注視して単価の増減を確認しながら、毎年度確認、見直しをしていく。

(質疑)

60 ページ、「環境配慮事項及び環境への配慮に関する事業費」について、希少種の生態系により移植が困難でありルートを変更したとあり、設計を変更したということだと思うが、事業費の増額はなかったのか。

(回答)

前回、令和元年度の再評価調書にも同様の記載をしていたところであり、増額分についてはその際に見込んでいたものである。

(質疑)

そうすると、58 ページ「事業計画の変更の有無及び内容」の表に記載されている「変更前」の事業費に含まれていると考えて良いか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

同様に補償費についても、変更後のルートを前提に「変更前」の額を算定したと考えて良いか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

60 ページ、費用便益分析において、「森林整備経費縮減便益」は再評価時に一度下がって、今回評価時にまた上がっている。「災害等縮減便益」は大きく増加している。「その他便益」は逆に下がっている。大きく上がったたり下がったりしているが、どのような影響があるか。

(回答)

「森林整備経費縮減便益」について、再評価時に下がっている理由は平成 27 年に林道の評価が大きく変わったため、その当時の算定で下がったものであり、今回上がった理由は、算定する単価が上昇したためである。

「災害等縮減便益」も同様に、平成 27 年度の評価方法の変更時に上がり、今回の評価時においても算定する単価が上昇したために上がったものである。

「その他便益」については、道路の維持管理に関するもので「維持管理等縮減便益」を見ており、転石などが思ったより少なかったために下がっているもの。

(質疑)

「その他便益」が下がっているのは、維持管理経費が減ったという意味合いであるか。「費用項目」の全体事業費に「※維持管理費等含む」とあり、すみ分けについて次回教えて欲しい。

【11 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大川松草線 本町～大広（岩泉町）】

(質疑)

1 点目について、65 ページ、便益項目の「その他便益」が上の主要「3 便益」を上回る便益となっているが、どのような便益を計上しているのか。

2 点目について、67 ページの地図を見ると近くに家屋があって、この辺りに住んでいる方が使う道路かと思うが、位置図の方で見ると大川と門馬の辺りをつなぐ道路ということで比較的長い交通も通る可能性があるようにも見える。実際、どのような使われ方をしているか。

(回答)

1 点目の拡張便益について、現在、岩手県の特長や地域性を考慮して 6 つの拡張便益を設定している。今回はこのうち 3 つを採用しており、1 つ目が救急救命率向上便益、2 つ目が走行不安解消便益、3 つ目が大型車すれ違い困難箇所の解消便益、である。前回評価時においては、現在の拡張便益と別の考え方で設定しており、項目も 2 項目のみであったことが、便益が増加した理由の一つとなっている。

2 点目の路線の使われ方について、この路線は大川地区、釜津田地区集落の約 300 世帯、約 600 人の生活道路である。林業も盛んで木材関係の運搬車が頻繁に走行しており、小中学校のスクールバスも通っている。

(質疑)

林業関係の車両が通るとの説明があったが、これをもって先ほどの「大型車すれ違い困難箇所の解消」を拡張便益に計上しているという理解でよいか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

工法変更について、もう少し詳しく教えていただきたい。どのようなことがあって、どのように変更したのか。

(回答)

今回、法面対策について工法変更を行っている。事業化前には掘削のみで切土安定勾配を確保すればよいと考えていたが、詳細設計時にボーリング調査等も行い、法枠工、鉄筋挿入工で進めることとなった。その後、令和2年度に法面掘削に着手したところ、想定していた岩が出てこなかったため、改めてボーリング調査を行ったところ岩が想定より深い位置に出てきたもの。このため、グラウンドアンカー工等に修正設計したことで事業費が増額となった。

(質疑)

65 ページ、環境配慮のところ、再生アスファルトで4,400万円くらい計上されている。66 ページのコスト縮減対策の実施状況及び今後の可能性で、再生アスファルトのコスト縮減額が600万円ほど計上されているが、どう考えるのがよいのか。600万円縮減されて3,800万円になっているという理解でよいか。

(回答)

再生アスファルト合材を使えば4,400万円という記載であり、もし普通アスファルトを使えば、約5,000万円の費用がかかり、その差額を66ページに記載している。

(質疑)

65 ページ、便益の一番下の参考、「地域補正係数による修正便益を考慮したB/Cを算出している」とあるが、どういう場合に参考値として表示することになっているか。

(回答)

岩手県独自の考え方で、沿岸と内陸の所得格差などの地域の水準格差を是正するために、各地区ごとの補正係数を乗じて分析している。地域係数は数年ごとに見直ししており、県北や沿岸が高い傾向となっており、道路建設課事業で記載している。

【12 地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）】〈詳細審議対象〉

(質疑)

1 点目について、70 ページ、費用便益分析の表で、一番下に記載されている将来交通量が事業着手時と再評価時でおおむね13,100台前後とあまり変わっていないと思うが、「走行経費減少便益」が2倍に増えているのはなぜか。

2 点目について、事前に質問すればよかったが、69 ページ、事業に関する評価指標の推移、「必要性」のこの区間の「39.5/億台キロ」は県の平均とより高いのか低いのか。もし可能であれば死傷事故率を単路部と交差点部に分けて、単路部で岩手平均と比較してどうか。

3 点目、当初片側歩道であったものを両側歩道に工法変更しているということで、理由として、事故の発生と、住民からの要望と説明があったが、これまで、今回と同様に片側歩道から両側歩道に工法変更した事例はあるか。

(回答)

1 点目について、「時間短縮便益」や「走行経費減少便益」について、ご指摘のとおり交通量は増えていない一方、今回の費用便益分析の原単位が大きくなっているため増加している。

2 点目の事故率について、県内平均との比較で多いかどうかこの場でお伝えすることは困難である。費用便益分析で加点していることから、ある程度事故が発生していることを踏まえて道路整備の緊急性があると考えている。

3 点目について、片側歩道から両側歩道に工法変更した事例についてだが、私の記憶では、ないと思う。本事業は令和2年度に事業化しているが、平成16年から令和元年までに16件の人身事故が発生している。県としては事業効果の早期発現を念頭に、埋蔵文化財などを回避するためにまず片側歩道で整備を進めることにしていたが、事業化後にも事故が多発し、死亡事故も発生している。このようなことを踏まえて両側歩道の整備の必要性が増し、今回見直しを行ったところ。

(質疑)

両側歩道への変更にあたり、道幅全体の幅も変更となったか。

(回答)

幅員も広がっている。前回は片側歩道で全幅員が 12.5 メートル、今回の見直しで両側歩道で全幅員が 14.5 メートルとなっている。

(質疑)

70 ページ、(3) 環境配慮等の部分で、一部区間において調査ができなかったとの記載があるが対応状況はどうか。市街地なのであまり心配ないようにも思える。

(回答)

対象地区に埋蔵文化財があり、現在は立ち入りできていないが、県の埋蔵文化財担当の生涯学習文化財課と事前相談を行っている。

(質疑)

事業化をしたが供用をはじめていないので整備効果の発現はないと記載されている。整備効果の発現がない状態でまた事故が起きてしまった。発現する前に事故がまた起こったということで、両側歩道にするという話の流れがもう一つしっくりこない。もしも片側歩道のままで事業執行するのであれば、事業期間はどれくらいになるか。今、両側にする予定で令和 11 年度になっているが、片側歩道にした場合、工事がいつ終わり効果はいつ発現するのか。

(回答)

当初計画の片側歩道の事業期間は令和 9 年度となる。

(質疑)

事故を減らすということであれば、当初の計画どおり令和 9 年度までに一旦片側歩道を整備した方が事故の確率は減るのではないか。今はまだ効果が発現していない状態で、なぜ両側歩道に変更するのか。

(回答)

今回の死亡事故は、県道の横断時に発生した。拡大図をご覧くださいと、西側の方から県道に向かって何本も横に市道が入ってきている。本計画区間における横断歩道は 2 か所と記憶しているが、西側の市道等から県道に入った際に、そのまま横断せざるを得ない状況であり、横断歩道に誘導するためにも西側に新たに歩道を整備したいと考えている*。

※今回の事業区間の道路の現況について、概ね東側に既設の狭い歩道があり、西側には歩道がない状況。このため、西側から徒歩で県道に入った際、道路上を歩行することが危険であるため、横断歩道まで歩行することができずに県道を横断せざるを得ない状況であるもの。

(質疑)

横断歩道を増やすといったことでは対処することができないのか。

(回答)

そのように考えている。

(質疑)

この道路において、片側歩道だけでは解決しないという事例が発生してしまった、という理解でよいか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

今回の片側歩道から両側歩道への変更が事故の減少に繋がる考え方について、次回説明して欲しい。

【13 広域河川改修事業 一級河川北上川（下流） 川崎ほか（盛岡市）】

(質疑)

75 ページ、自然環境等の状況の部分で、施工区域内に確認された希少野生植物について移植という助言があったということだが、河川敷というか高水敷の場合、移植先も高水敷となり環境も限られると考えるが、移植は可能なのか。

(回答)

令和3年度に工事の影響を受けない区間に移植しており、現在も、状況確認して生息を確認している。

(質疑)

74 ページ、事業に関する評価指標の推移、のところで「防護人口」が半分以上減っている状況であるが、これだけ人が減少しているところで十分な効果が期待できるものか。

(回答)

「防護人口」自体は国勢調査による自然減と考えられる。今回の箇所について、現況流下能力が足りずに水害被害が発生しており、守るべき人家や田んぼなどの資産については変更なく現地に存在することから、事業継続が必要と考えている。

(質疑)

74 ページ、同じく事業に関する評価指標の推移、のところで「輸送施設」について、備考欄に国道4号という記載があるが、国道4号が想定氾濫区域を通過しているからという理解でよいか。

(回答)

そのとおりである。

(質疑)

そうすると、評価の大勢に影響しないことと思うが、I GRいわて銀河鉄道もこの氾濫区域を通過している。こちらは氾濫しても鉄道が盛土などで高いところを走っているから記載しなかったということか。

(回答)

この指標の仕組みとして「あるかないか」という判断基準であるため、今回国道4号のみを記載していたもの。浸水エリアであれば、鉄道も考えられるため、今後は留意したい。

【14 治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸（奥州市）】

(質疑)

今回の対策によって、概ね5年に一度の確率による降雨で発生すると考えられる洪水被害の軽減を図るということだが、状況に挙げられている平成14年、平成29年の被害はこの5年に一度に収まっているか。今回の対策で、平成14年、平成29年と同様の被害を防ぐことができるか。

(回答)

平成14年の台風16号の大雨が既往最大洪水となっており、こちらの確率が5年に一度程度の雨であったということで平成14年の雨にも対応可能である。なお、平成29年の雨量は平成14年を下回っている。

(質疑)

79 ページ、事業に関する評価指標の推移、のところで、「防護人口」が事業着手時に3であったものが、今回評価時0となっているのは、治水調査マニュアルの値が変わったということか。

(回答)

この部分に関して、マニュアルに変更はない。防護人口について、平成21年の時点では、防護人口は14人であり、前回評価時点から2人となっている。なお、「事業着手時評点（平成21年度）」において、「10人未満」が3点と記載しているが、「10人以上」が3点であったため、訂正する。

(質疑)

80 ページ、費用便益分析で「被害軽減の便益」が非常に大きくなっているのはマニュアル改訂の結果という説明であったが、具体的にどういうところが改訂されてこれほど大きな値になったかというところをご教示願う。

(回答)

マニュアルの改訂前には、農地、農業施設を道路や橋梁などと同じような率を掛けて算出していたが、改訂後においては、農地、農業施設の被害額を公共土木施設被害額とは別に算出することとなった。

現マニュアルでは、農地、農業施設平米あたり1,539円の被害額を見込んで算出することになっており、本事業において農地、農業施設の割合が非常に大きいこともあり、大きな値となっている。今まで低く算定されすぎていたものが適切に反映されるようになったと考えている。

(質疑)

80 ページ、自然環境等の状況、イの②「対応状況」の「環境等への配慮に要する経費」、河畔林を現況保存という箇所について、河畔林は洪水時に水が流れるところに生えているかと思うが、河川内に木をわざと残すような環境整備をされているという理解でよいか。

(回答)

あくまでも流下断面には影響のない範囲内で残せるものは残すということでやっているのですが、洪水に影響があるような河畔林については残せないと考えている。

(質疑)

それは堤防の外ではないということか。河川内ではあるけれども、高さがあるので、降水時に影響はないという理解でよいか。

(回答)

断面に余裕のある河積分があり、その部分のエリア内ということである。

(質疑)

そうすると、河畔林であっても根元に水は来ないということか。

(回答)

流下能力で考慮している断面の部分以外の部分の河畔林であるため、超過の洪水が来れば可能性はあるが、計画で見込んでいる流量ではそこまで水は来ないということである。

【15 総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）】〈詳細審議対象〉

(質疑)

資料の見方であるが、この事業の範囲は、87 ページの丸で囲っている部分か。この中で、一部ブロックで地すべり等が新たに確認された、ということか。

(回答)

事業箇所としては、87 ページの丸で囲っている部分であるが、その次の 88 ページ、計画平面図で少し詳細なブロック分けも記載している。この図のほぼ中心付近の K ブロックと L ブロックでの追加工事を行いながら全体としての地すべり対策を行っている。

(質疑)

アスピーテラインはこの区間以外にも距離があって、色々な状況の箇所があると思うが、同じような事業はほかの場所でも行っているか。

(回答)

この地区のみである。アスピーテラインの中でこういった地すべりが発生しているのは、この箇所のみである。

(質疑)

ほかの箇所では今のところ対策が必要な状況にはないという理解でよいか。

(回答)

そう考えている。日常的なパトロールなどを行う中で、道路の変状などは見られていないため、安全は確保されていると考えている。

(質疑)

地すべり対策で非常に重要な事業である。この事業は当初平成 22 年から始まって現在に至る事業であるが、この事業は基本的に地すべりが続く限りずっと続くという理解でよいか。

(回答)

現時点で発生している地すべりに対する対策としては、今回の追加施工を行い、その後の若干の観測継続は必要かと思うが、今のところの目論見としては十分な対策を図ることができる目途が付いたと考えている。

(質疑)

この対策が終われば、この事業としては一回区切りを迎えるという理解でよいか。

(回答)

それを目標に進めているところである。一方で、岩手山全体としての活動や今後の地震等によって、地下水位が変動することもあり得なくはないため、その辺の状況を注視していく必要がある。

(質疑)

85 ページ、自然環境の状況で、「岩手県自然環境保全指針による自然区分」が「A」となっており、「振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会」に付議した結果、特に助言はなかったということだが、どういったことでこの保全区分が「A」なのかご存じか。なぜ何もコメントがなかったかが知りたい。

(回答)

県の自然環境保全指針に従い、1キロ四方のメッシュに区切り、その区域の自然区分が「A」から「E」と判定され、委員会への付議において、この判定された自然区分が報告される。1キロ四方のメッシュであり、実際の事業対象区域には希少種が確認されないことがあり、今回は希少種が確認されなかったことから、委員会での助言、意見等は特になかったと考えている。

(質疑)

自然区分が「A」となっているということは、何かしらの希少種があることが確認された、ということではないのか。工事前に実際に調査するという事はないのか。

(回答)

委員会活動の一環として、委員が現地を調査することがあり、そこで希少種が確認された場合、移植をしましょう、であるとかの助言をいただくことになる。本事業において、平成23年度に委員による委員会の現地調査が行われており、特に希少種は確認されなかったという状況である。

(質疑)

85 ページ、費用便益分析を説明いただいた際、交通量が増加しているということ便益の変化の理由として説明いただいたが、事業着手時と比べて交通量が増加していると理解してよいか。

(回答)

交通量について、事業着手時、令和元年の再評価時、今回の再々評価時の3つの時点で確認しているもの。平成22年度事業着手時、基準年が平成21年度で1日あたり979台、平成元年が一度減少して372台、今回令和6年度が1,040台となっている。これらの交通量の算出根拠は交通センサスである。

ウ その他

特になし

(2) 会議資料

- 資料 No. 1 令和6年度公共事業評価専門委員会開催スケジュール等 (案)
- 資料 No. 2 諮問書の写し
- 資料 No. 3 令和6年度公共事業再評価地区 位置図
- 資料 No. 4 令和6年度公共事業再評価調書
- 参考資料 詳細審議対象地区の選定について

※ 会議資料及び会議録については、行政情報センターへ配架するとともに、県のホームページに掲載します。

6 傍聴人数

一般 0人 報道 2社

7 問い合わせ先

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号
岩手県政策企画部政策企画課 TEL: 019-629-5181 FAX: 019-629-6229

8 アドレス

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/hyouka/koukyouhyouka/1075004/1075541.html>

9 その他

政策等の評価について御意見がありましたら、上記問い合わせ先まで **FAX** 等でお寄せください。
今後の専門委員会での審議の参考とさせていただきます。